

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 山末	
日 時	令和元年11月1日(金曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 43 分
出席委員	◎富谷 ○並河 長澤 大塚 三宅 小松 平本 西口 (齊藤議長)		
理事者 出席者			
事務局	山内事務局長、鈴木議事調査係長、山末主査		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 1名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 亀岡市における環境美化施策について

<富谷委員長>

今年度は、ごみのポイ捨てを減らす施策について検討を進めてきた。今後の進め方について協議を行いたい。まずは、条例について、新たにポイ捨て禁止条例を制定するのか、現在施行されている環境美化条例に内容を盛り込むのかについて協議したい。事務局から説明を。

<事務局主査>

ごみのポイ捨て条例に関し、8月の月例常任委員会以降、正副委員長及び事務局と担当部とで法制的な観点を踏まえ協議を行ってきた。その内容として、現在、亀岡市には、他自治体において制定されているポイ捨て防止条例とほぼ同じ内容を含んでいる亀岡市環境美化条例が既に施行されており、新たなポイ捨て防止条例を制定することとなると、現行の環境美化条例の条文内容を取り込み構成していくこととなる。しかし、環境美化条例からポイ捨てに係る部分を取り除くと、環境美化条例の中身が乏しくなり、その存在意義が極端に薄れることとなる。また、新たなポイ捨て防止条例と現行の環境美化条例をともに存在させると、同じような内容の条例が複数存在することになり、これらの状態は法制的に好ましくないとの協議内容であった。このため、現行の環境美化条例を廃止し、環境美化条例の条文に当委員会で協議を行った内容や他市の先進事例等を盛り込み、条例名も新たにすることで新たな条例を制定することとしてはどうかと考えるものである。これらを踏まえ、検討いただきたい。

<富谷委員長>

意見はあるか。

<西口委員>

確認だが、条例名を変更することについて、理事者側の異論はないのか。

<事務局主査>

執行部との協議の中では、条例名の変更に対する異論はない。

<西口委員>

現在の環境美化条例ではインパクトが足りない。条例の名称に「ポイ捨て禁止」という内容を含めてインパクトのある条例にできないかと考えている。環境美化条例を改正して進めていけばよいと思う。

<平本委員>

ポイ捨てという言葉は身近な言葉なので、条例名に含めることに異論はない。

<長澤委員>

環境美化条例を廃止して新たな条例を制定するのか。それとも、環境美化条例を改正することとなるのか。

<議事調査係長>

どのような改正がなされるのかにより変わってくると考える。今後、法制担当課と調整しながら進めていきたい。

<平本委員>

条例を改正する場合と新たに条例を制定する場合のどちらでも議員提案ができるのか。

<議事調査係長>

議員提案ができるよう調整していきたい。

<三宅委員>

西口委員の意見のとおり進めていけばよいと思う。環境美化条例をグレードアップし、名称も変わるという認識だと思う。名称はポイ捨て条例として、その後ろに副題として環境美化条例と記載してもよいと思う。

<小松委員>

環境美化条例はよい条例だと考えている。この条例をグレードアップしていけばよいと思う。

<富谷委員長>

環境美化条例をベースにして、グレードアップさせていくこととしてよいか。

<了>

<富谷委員長>

それでは、そのように取り組むこととする。次に、条例案の提案時期について、当初は12月議会での提案を予定していたが、今後、条文の検討が必要となることや、プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（仮称）が3月議会で上程される計画となっていることから、3月議会での提案としてはどうかと考えるが、意見はあるか。

<西口委員>

しっかりと議論していくためにも、3月議会での提案でよいと考える。

<平本委員>

12月議会で提案することは、スケジュールの面からも厳しいのか。

<事務局主査>

議員提案であるため、スピーディーに進めることも可能だが、過料の規定を設けることになれば、警察や執行部との協議・調整が必要となる。また、内容によっては予算を伴う場合も考えられるため、そういった検討を行っていくのであれば12月議会での提案は難しいと考える。

<平本委員>

内容の濃い条例にしていくためにも、3月議会での提案で致し方ないと思う。

<富谷委員長>

それでは、3月議会での提案に向けて取り組んでいきたい。次に、条文について、事務局から資料の説明を。

<事務局主査>

(資料に基づき説明)

<富谷委員長>

条文に盛り込む内容について、意見はあるか。

<西口委員>

P 1、大阪市の条例では回収容器の設置について規定されている。回収容器が設置されていなければ、ポイ捨ての原因にもなることから、盛り込む内容だと思う。また、P 3、相模原市の条例のように、きれいなまちづくりの日のようなものを規定するのもよいと思う。保津川の日を規定するのがよいのかどうかということは議論していけばよいと思う。

<三宅委員>

回収容器の設置については規定してほしいと思う。記念日については、保津川の日とは別の日にしてもよいと思う。私は毎月でもよいのではないかと考えているのだが、それは多すぎるので、保津川の日はそのままにしておき、ごみのポイ捨てに係る分を規定してはどうかと思う。

<大塚委員>

たばこの吸い殻のポイ捨てもこの中に入ってくると思う。駅周辺では路上喫煙が禁止されているが、それ以外の場所で吸い殻のポイ捨てを防止するための規定を入れた方がよいと思う。

<西口委員>

P 3、府中市の条例で禁止行為として規定されているものは、全て亀岡市の条例に含まれていないのか。

<事務局主査>

資料では、禁止行為を規定している第7条の条文を全て記載している。全てが亀岡市の条例に含まれていないわけではない。落書き行為や回収容器のない自動販売機の設置を禁止する条文等は亀岡市の条例に含まれていないが、犬または猫のふんを公共の場所等に放置してはならない旨の規定などは既に規定されている。

<富谷委員長>

回収容器の設置や記念日については、条例に含めることとしてよいか。

<長澤委員>

回収容器の設置を義務とするのか、努力義務とするのかどうかについては検討の余地があると思う。

<富谷委員長>

努力義務とするべきではないかと考えるが、これについて意見はあるか。

<大塚委員>

努力義務とすればよいと思う。

<並河副委員長>

努力義務でよいと思う。これを規定することにより、事業者の意識も変わってくると思う。

<富谷委員長>

他に意見はあるか。

<三宅委員>

ごみ屋敷への対応について、条例に規定することはできないのか。

<平本委員>

難しいと思う。個人財産の場合は、ごみなのかどうかということについて、財産と言われてしまうと手が出せないようである。

<三宅委員>

難しいということは理解しているが、今後ごみ屋敷が増えていく可能性もあるため、条例に含めることができないかと思った。

<長澤委員>

これは問題提起になるが、以前は公園等のいろいろな場所でごみの回収容器が設置されていた。しかし、そういうものがあるといろいろなものが捨てられてしまい、それは逆効果ではないかということや、テロ対策等により撤去されていったのではないかと考える。これは、プラスとマイナスの面があり、どうすべきなのかということに関心を持っている。

<富谷委員長>

今回は公園等のごみ箱についてではなく、自動販売機の回収容器の設置について盛り込むこととしたい。

<西口委員>

亀岡市には指定ごみ袋があり、指定場所に捨てるという決まりがある。人の道として、モラルの部分で啓発する狙いもあるため、決められた袋に入れ、決められた場所に捨てるという流れは崩さない方がよいと思う。

<三宅委員>

やめるべきだと思う。公園につくると、結局は行政が始末しなければならず、手間がかかる。分別が必要な場合も出てくる。

<大塚委員>

たばこの吸い殻について、携帯用の灰皿等を持つことがある程度義務付けられているのかはわからないが、ポイ捨てをなくすための方策を検討し、この条例に盛り込めればよいと思う。

<三宅委員>

自分で捨てるということが前提であり、灰皿がなければ持って帰ることになると思う。条文に盛り込むのもよいと思う。

<西口委員>

他自治体でそのような規定はあるのか。

<事務局主査>

資料で記載している参考事例にはないが、亀岡市環境美化条例の第4条第2項で「市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び自宅の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰るなど環境美化活動に努めなければならない。」と規定されている。

<平本委員>

府中市まちな環境美化条例の第10条では、地域美化協力員を委嘱することができる旨を規定している。本市でも、ボランティアで活動されている人がいる。そういった人に委嘱できるような規定を入れてもよいのではないかと思う。

<大塚委員>

賛同する。予算を伴う部分があるかもしれないが、ボランティアということの基本を考えていけばよいと思う。

<西口委員>

積極的に取り組んでいる人は貴重な存在である。賛成する。

<三宅委員>

ジャンパーなどを支給し、それを着て活動してもらった方がわかりやすくてよいのではないかと感じた。

<平本委員>

現在、馬堀駅で活動いただいている人は、自身の車、道具でゴミを拾っていただいているが、馬堀駅前では車を30分以上停めることができない。ゴミを拾っていると30分では終わらず、駐車許可がほしいと前から言われている。委嘱できればその問題が解決するのではないかと思った。

<並河副委員長>

大井町にも毎日ゴミを拾っていただいている人がいる。並河駅の地下道も、週に2～3回ほど掃除してもらっている。活動していただいている人の中には、わざわざそういった服を着て活動することに抵抗がある人もいるかもしれないため、「委嘱することができる」程度の表現にしてはどうかと思う。

<富谷委員長>

地域美化協力員についても盛り込むこととしてよいか。

<了>

<富谷委員長>

過料についてはどうするか。

<平本委員>

過料はあった方がよいと思うが、過料を規定した場合、誰が監視し、誰が過料を徴収していくのかという問題もある。難しい部分だが、この規定を設けなければ、これまでの環境美化条例と同じで効果的な条例にならないと思う。

<大塚委員>

駅周辺の路上喫煙について、過料の徴収がスタートして数カ月が経過しているので、その実績を確認してはどうか。

<西口委員>

大崎町、志布志市で見たポイ捨て禁止の看板はとてもインパクトがあり、看板を設置した途端にポイ捨てが減ったとのことであった。亀岡市にも同様の看板があるようだが、文字が小さくインパクトがない。警察との協議も必要になるかもしれないが、効果的な啓発ができるようにしていきたい。

<三宅委員>

亀岡市で設置している看板は、「不法投棄禁止」として、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられると書かれている。タイトルがゴミに変わっても有効なのではないかと思う。そのため、5万円の過料については規定しなくてもよいのではないかと思う。

<西口委員>

志布志市、大崎町のような看板をつくっていくべきである。過料も明記すべきだと思う。

<長澤委員>

大崎町や志布志市の条例では、過料の前段階として、命令という段階を踏んでいるので、そのあたりも参考にしていけばよいと思う。

<平本委員>

1,000万円以下の罰金は、不法投棄に対する罰金である。大崎町や志布志市では5万円というリアルな金額なので、そういった現実味のある金額の方がよいのではないか。

<並河副委員長>

過料については反対である。各駅周辺では路上喫煙に対して過料を徴収しているが、市域全域で過料を徴収していくのはどうかと思う。確かに抑止力はあるが、条例に規定してしまうと、実際に過料を徴収しなければならず、明記すべきではないと思う。

<小松委員>

環境美化条例では、規定に違反した場合、まずは指導または勧告を行い、その次に命令、そして代執行である。これまでそれらの適用例はなかった。抑止力を持たせるには過料を定めた方がよいと思う。ポイ捨ては悪いことである。悪いことをした人間に罰則を与えるのは当然だと思う。

<平本委員>

善良な市民から過料を徴収するというのではなく、悪意を持ってポイ捨てを行う人に対して指導や命令を行い、なおかつ命令に従わなかった場合に過料を徴収するものである。不法投棄とポイ捨ての線引きはフアジーな部分があるが、ポイ捨ては安易な考えで行われるため、現実味のある金額の過料を設けるべきではないかと思う。また、環境先進都市を目指す亀岡として、環境美化をさらに強化するという意味で、抑止力のある条例にしていきたいと思う。

<富谷委員長>

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（仮称）について、市民は罰則規定に対して非常に意識している。環境美化条例では、命令に従わないときにその旨を公表することができることが規定されている。公表は、過料を徴収するよりも大きなことだと思う。この条例の中身が市民に周知されれば、抑止力が出てくるのではないかと思う。ポイ捨ては悪いことだが、慎重に考えていかなければならないと思う。

<三宅委員>

駅周辺の路上喫煙については、1,000円の過料を徴収することとなっているが、実際は徴収するすべがないのではないかと考えている。いろいろな条例があるが、実際に過料等を徴収しているケースはほとんどないのではないかと。抑止力のために条例を制定しているのではないかと思う。今回の条例についてもそのようにすればよいのではないかと思う。

<富谷委員長>

事務局から意見があれば。

<事務局主査>

過料を条例に規定する場合、規定だけを設けるのではなく、具体的な過料の徴収方法も含めて協議を進めていく必要があると考える。

<議事調査係長>

過料を徴収する場合、人員体制や人員を雇用するための予算が必要となる。そういったことも含めた調整が必要になると考える。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金と規定されている。これは、条例ではなく法律になるため、警察が対応することとなる。条例に定めることのできる罰則については、過料であれば5万円以下になるが、罰金であれば100万円以下となる。そのため、金額的には5万円以下の過料の方が金額的には適正であると考え。これらを踏まえて議論願いたい。

<西口委員>

不法投棄とポイ捨てとは分けて考えることとし、条例では5万円以下の過料とすれ

ばよいと思う。

<平本委員>

協議を進めていく上で、執行部との意見交換を行いながら進めなければ難しい部分もあると思うが、そういったスケジュールは想定しているのか。

<事務局主査>

現在のところ具体的な予定はないが、今後の月例常任委員会や議案審査日等を活用して調整したい。

<富谷委員長>

私も個人的に部長と協議を行い、委員会で内容を検討した上で執行部と意見交換を行いたい旨を伝えている。他に意見はあるか。

<西口委員>

P 1、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例で事業者の責務を定めているが、これについて詳しく説明願いたい。

<事務局主査>

大阪市の条例と同じく回収容器の設置について規定されているが、それに加えて、事業者が消費者に対してポイ捨てを防止するための啓発活動を行うことを規定していることが特徴である。

<西口委員>

事業者に協力してもらえればよりよいものになると思う。事業者の意識改革を図るような条文があってもよいのではないかと思う。

<並河副委員長>

コンビニ等でも、店員が周辺を掃除しているのをよく見る。こういったことを明記するのもよいと思う。

<富谷委員長>

先ほど、環境デーのような日を規定することについて、保津川の日を制定するのか、別に規定するのかという意見があったが、これについてはどうか。

<西口委員>

保津川の日には保津川をきれいにするという目的があるため、別に制定すればよいのではないか。

<大塚委員>

賛成する。先ほど毎月という話があったが、それは地域の負担も大きくなるため、1日だけにすべきと考える。

<三宅委員>

記念日はごみゼロの日の5月30日にするのがよいと思う。語呂も大事だと思う。

<富谷委員長>

それでは、保津川の日とは別に記念日を設けることとしたい。条文の検討は、今後も引き続き行っていく。各委員で持ち帰って検討いただきたい。

<西口委員>

次回は素案を提示いただき、それを検討していったらどうかと考えるが、それは可能なのか。

<事務局主査>

本日の意見をまとめて素案を作成する。次回の委員会では、条文や条例名を検討願いたいと考えている。

<富谷委員長>

次回は素案を基に条文を検討していきたい。条例名についても協議していきたいの

で、各自で検討いただきたい。

<長澤委員>

委員会の運営について確認したいのだが、プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（仮称）の関係で、ある商店街の役員をされている人から、自分たちの気持ちを議会にも聞いてほしいという声を聞いた。委員会で事業者等から意見を直接ヒヤリングすることは可能なのか。

<事務局主査>

意見交換会には、広報広聴会議が主体となって各種団体と行うわがまちトークと委員会が独自で行う委員会の意見交換会の2通りの方法がある。どちらもこれまでから運用いただいております、内容や目的に応じて使い分けてはどうかと考える。

～14：31

3 その他

<富谷委員長>

次回の委員会の日程を調整する。

（日程調整）

<富谷委員長>

次回の委員会は11月22日（金）午後1時30分からとする。

散会 ～14：43